

陸前高田商工会生命共済独自給付制度「見舞金・祝金」規程

(目的)

第1条 この規程は、当商工会が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する共済制度「かもめ共済」の独自給付制度に関し、必要事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本制度の対象者は「かもめ共済」に加入する当商工会会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「対象者」という。）とする。

(脱退)

第3条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、その月の月末をもって「かもめ共済」から脱退するものとする。「かもめ共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- ①会員事業所が、当商工会の会員でなくなったとき
- ②会員事業所が、「かもめ共済」から脱退する旨の意思表示をしたとき
- ③対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

(給付内容)

第4条 本制度の給付は、見舞金・祝金とし、その内容は別に定めるとおりとする。

(給付手続き)

第5条 対象者は、見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、別に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。なお、給付の申請期限は、見舞金については支払事由の発生した日より3年以内とする。

(規程の制定・改廃)

第6条 この規程の制定及び改廃は、理事会において協議し、会長の決議により行う。

(附則)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 見舞金・祝金給付内容

1. 病気入院見舞金

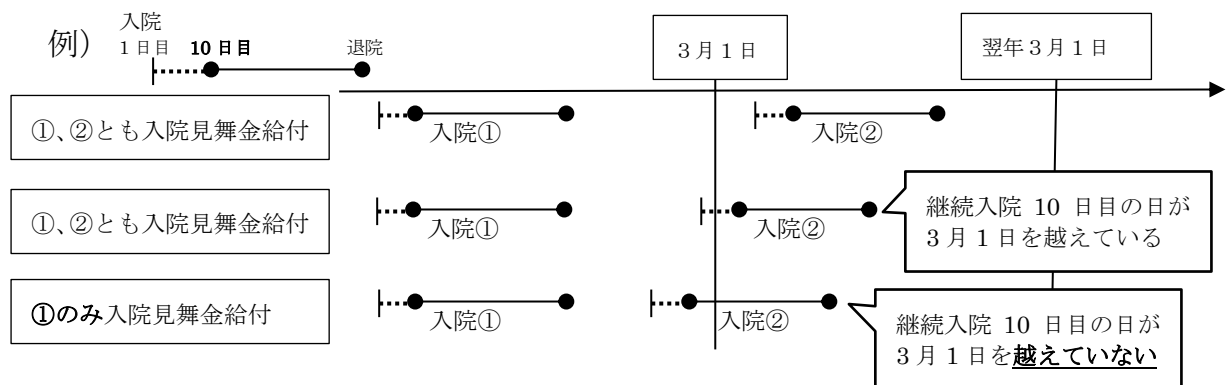
《給付内容》

対象者が疾病により10日以上継続入院した場合、下表のとおり病気入院見舞金を支給する。ただし、保障期間内（3月1日から翌年2月末日までの1年間）において1回までを限度とし、団体定期保険と重複して給付することはしない。なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院10日目が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払う。

加入口数	1口	2口	3口	4口	5口
病気入院見舞金	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円

《病気入院見舞金を支払わない場合》

- ① 給付要件を満たす継続入院10日目の日から3年を経過して請求があったとき
- ② 一度病気入院見舞金を受給した後、再び給付要件を満たす継続入院をされた場合、二度目の継続入院10日目の日が3月1日を越えていなかった（同一の保証期間内だった）とき



- ③ 継続入院した10日目の日が属する月の掛金が入金されず本制度が失効になったとき
- ④ 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院のとき
- ⑤ 入院されたまま亡くなられた場合など、保険金・給付金が給付される時
- ⑥ 事業主または加入者の虚偽の請求による時
- ⑦ 別紙「保険金・給付金をお支払いしない場合など」に該当する時

《必要書類》

- お祝金・お見舞金請求書
- 入院の開始日及び終了日が証明できる診断書または入院証明書、領収書等の原本または写し

2. 年祝金

●厄年：男性42歳期、女性33歳期

《給付内容》

加入日（効力発生日）以後1年以上経過した対象者が本制度支給基準日（12月1日）において下記に該当する場合、一律10,000円の年祝金を支給する。

《支給該当者》

男性 4月2日から12月31日生まれで、支給基準日の年に数え年で42歳に達する方
1月1日から4月1日生まれで、支給基準日の年の翌年に数え年42歳に達する方

女性 4月2日から12月31日生まれで、支給基準日の年に数え年で33歳に達する方
1月1日から4月1日生まれで、支給基準日の年の翌年に数え年33歳に達する方

《年祝金を支払わない場合》

- ① 本制度支給基準日から3年を経過した後に請求があった場合
- ② 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- ③ 支給基準日の属する月の掛金が入金されず、本制度が失効となったとき
- ④ 別紙「保険金・給付金をお支払いしない場合など」に該当するとき

《必要書類》

- お祝金・お見舞金請求書
- 生年月日が証明できる住民票等の原本又はその写し、もしくは運転免許証、健康保険証、パスポート等の写し

●満了時：男女とも70歳

《給付内容》

加入日（効力発生日）以後1年以上経過した対象者が本制度支給基準日（3月1日）において70歳と6ヶ月を超えている場合、一律5,000円の年祝金を支給する。

《満了祝金を支払わない場合》

- ① 本制度支給基準日から3年を経過した後に請求があった場合
- ② 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- ③ 支給基準日の属する月の掛金が入金されず、本制度が失効となったとき
- ④ 別紙「保険金・給付金をお支払いしない場合など」に該当するとき

《必要書類》

- お祝金・お見舞金請求書
- 生年月日が証明できる住民票等の原本又はその写し、もしくは運転免許証、健康保険証、パスポート等の写し

3. 結婚祝金

《給付内容》

加入日（効力発生日）以後1年以上経過した対象者が本制度の保証期間中に結婚した場合一律5,000円の結婚祝金を支給する。尚、支給月は申請のあった月とし、結婚は再婚も該当する。

《結婚祝金を支払わない場合》

- ① 入籍した日から3年を経過した後に請求があったとき
- ② 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- ③ 結婚した日の属する月の掛金が入金されず、本制度が執行になったとき
- ④ 別紙「保険金・給付金をお支払いしない場合など」に該当するとき

《必要書類》

- お祝金・お見舞金請求書
- 婚姻日が証明できる戸籍抄本、戸籍妙本、結婚受理証明書等の原本又はその写し

4. 出産祝金

《給付内容》

加入日（効力発生日）以後1年以上経過した対象者（もしくはその配偶者）が本制度の保証期間中に出産した場合、一律5,000円の出産祝金を支給する。尚、支給月は申請のあった月とし、生まれた人数を対象とする。

《出産祝金を支払わない場合》

- ① 出産した日から3年を経過して請求があったとき
- ② 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- ③ 出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- ④ 別紙「保険金・給付金をお支払いしない場合など」に該当するとき

《必要書類》

- お祝金・お見舞金請求書
- 出産日が証明できる戸籍抄本、戸籍妙本、住民票（続柄記載のあるもの）の原本又は写し、もしくは母子手帳、健康保険証（続柄記載のあるもの）の写し

5. その他

◆商工会は、病氣入院見舞金の請求手続きに際し、請求の内容について医療機関等に照会することがあります。

◆商工会は、各見舞金・祝金の請求手続きに際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。